

神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直しの基本的な考え方について

1 経緯

- 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（以下「条例」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進等により良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的として、2009（平成21）年度に制定した。
- また、条例に基づき、一定規模以上の事業者に対して、温室効果ガスの排出削減に関する自主的な削減目標、対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、その概要を公表する「事業活動温暖化対策計画書制度」（2010（平成22）年度施行）等を運用し、事業者等による自主的な取組を促進してきた。
- こうした中、国は、「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、脱炭素社会の実現に向けて、施策を強化している。
- また、本県でも、2021（令和3）年度に条例を改正し、「2050年脱炭素社会の実現」を基本理念とするとともに、今年度中に神奈川県地球温暖化対策計画（以下「温対計画」という。）を全面的に改定し、「2050年脱炭素社会」の実現に向けた各種目標や具体的な施策等を盛り込む予定である。
- 県全体の温室効果ガス排出量に対して、産業部門と業務部門からの排出が約半分を占めていることから、事業活動における排出削減対策を進めるため、事業活動温暖化対策計画書制度等の見直しを行うものである。

2 見直しの基本的な考え方（案）

(1) 事業活動温暖化対策計画書制度の見直し

ア 評価制度の導入

- 現行制度では、事業者が脱炭素化の取組を進める上で参考とすべき「望ましい取組の水準」の設定がなく、各事業者の取組と県の削減目標が連動していない。また、各事業者が自身の取組が十分か否かを判断することも難しい。
- そのため、今年度中の全面改定を予定している温対計画における削減目標等と整合した「望ましい取組の水準」を設定するとともに、当該水準に基づき、県が事業者の脱炭素化の取組を評価する「評価制度」を導入することで、実効性強化を図る。

イ 様式の統廃合、記載内容の簡素化等

- 現行制度では、計画期間の初年度に「事業活動温暖化対策計画書」、2年度目以降に「排出状況報告書」、計画期間終了の翌年度に「結果報告書」の提出を求めている（条例第11条、第14条及び第15条）が、記述式の記載項目が多いほか、国や他自治体の類似制度があり、事業者に負担となっている。
- 評価制度の導入による事業者への更なる負担増加を避けるため、様式の統廃合、記載内容の簡素化等により事務負担の軽減を図る。

(2) その他所要の見直し

ア 工場等への立入権限の明示

- 対象事業者の工場等への現地調査による指導・改善については、条例第17条第1項を根拠に実施しているが、県職員の立入権限については、条文上明確に定められていない。
- そこで、県職員の立入権限を明示する規定を新たに設ける。

イ 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の所掌事項の見直し

- 「神奈川県地球温暖化対策計画書審査会」（以下「審査会」という。）は、知事が、条例第17条第2項又は第39条第2項の規定により、事業活動温暖化対策計画書等の内容の改善を求めようとするときに意見を聴くための附属機関である。
- しかし、実務上、事業活動温暖化対策計画書等の内容が不十分なときは、条例第17条第1項又は第39条第1項の規定による指導及び助言を行うことで十分な改善が図られており、審査会への諮問実績は皆無の状況である。
- そこで、審査会の活用を図るため、所掌事項の見直しを行い、事業活動温暖化対策計画書制度等の進捗管理や制度見直し検討等を審議できるようにする。
- なお、これに伴い、「附属機関の設置に関する条例」及び「神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則」についても所要の改正を行う。

ウ 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業者の登録制度の見直し

- 現行条例では、「他の者の温室効果ガス排出の量の削減に貢献する事業」について、事業者からの申請に基づき、県が登録簿に登録し公表することで、事業者や県民の取組の参考としてもらうことを目的とする制度を設けている（条例第49条～第52条）。
- 条例制定当時は、脱炭素関連の民間事業が少なかったことから意義のある制度であったが、多くの関連事業が生まれている現在においては、条例に位置付ける必要性が薄れていることから、この登録制度の廃止を含めた見直しについて、検討を行う。